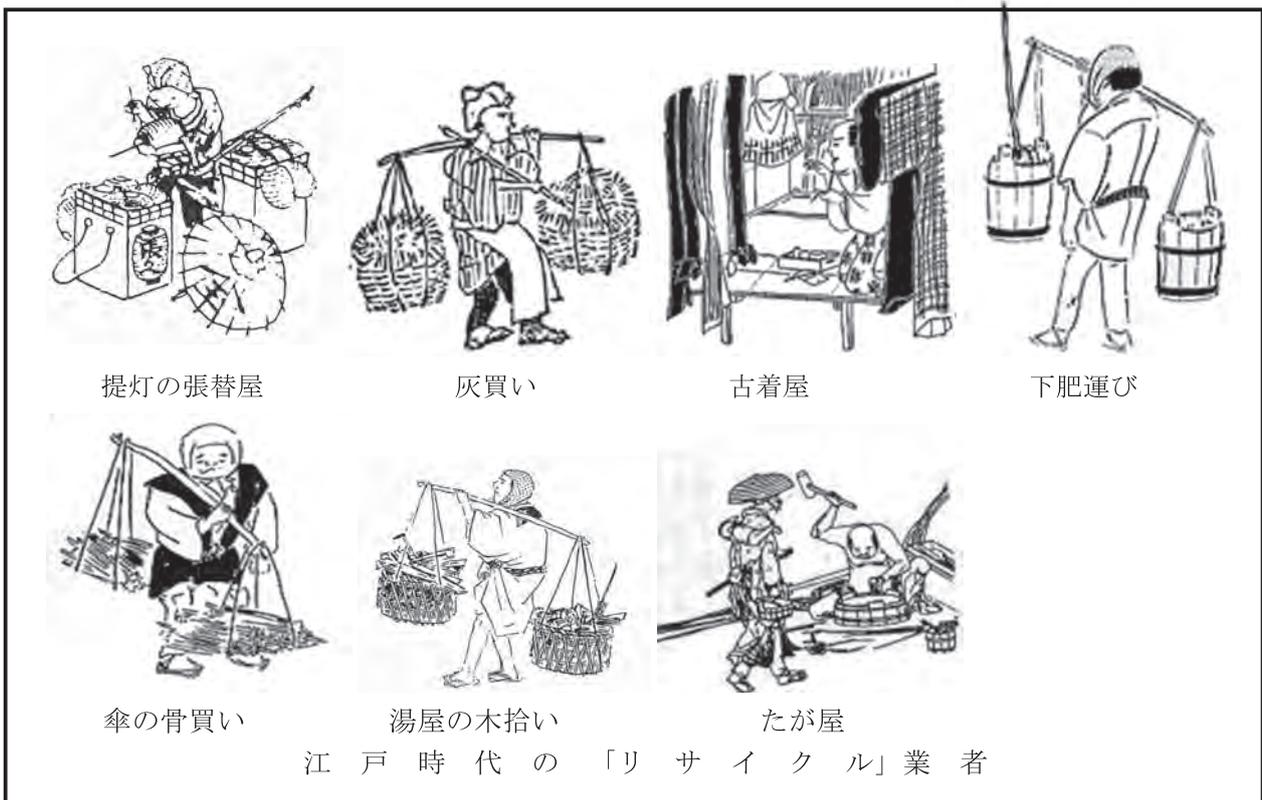


## 資料：ごみ問題の歴史と法律

### 1 ごみ問題の歴史

- ・**縄文時代**：住居から離れた場所にごみの捨て場を定めていた。
- ・**奈良時代**：都に人が集まり、人が集まるとごみが増えた。都を一代ごとに転々と移動していた理由の一つに都のごみの問題があったらしい。
- ・**平安時代**：市街地にはごみや汚水が道にあふれていた。一方宮中には、かもんのりよう掃部寮という役職があり、宮中の掃除や調度設営などを担当していた。
- ・**鎌倉時代**：歴史書「あづまかがみ吾妻鏡」に寺や道路の掃除の話題が述べられている。くみとり便所もそのころ発明されたようである。
- ・**江戸時代**：江戸や大阪で都市が発展し、あくたあらためやくごみ処理が大きな問題となった。そこで芥改役を配置するなど、町をきれいに保つためのごみ処理に江戸幕府は苦勞をしていた。そのためか、外国人が書いた文献によれば、江戸の町の清潔さは、当時の欧州の状況に比べ非常に際だっていたらしい。また、下肥運びによるし尿のリサイクルをはじめ、桶を修理するたが屋、その他に、古着屋、古鉄買い、紙屑買いなど修理・再生・回収の専門業による循環型社会が形づくられており、究極の『リサイクル型社会』ともいえる。



出典：石川英輔「大江戸リサイクル事情」 講談社（1997）

しかし、増え続ける人口によりごみの量は増加した。三代将軍家光や四代将軍家綱は、悪臭や美観の問題から堀や川、会所地（町単位に作られていた空き地のこと）へのごみの投げ捨てを禁止する町触（まちぶれ）を出し、不法投棄の防止に努め、ごみ捨て場も設置した。

以来18世紀半ばまで、江戸周辺だけでもごみ捨て場は10か所にも及び、延べ約125haが埋め立てられた。また、ごみは金になる（資源になる）ため、鑑札を受けた正規の回収業者だけでなく非正規の業者も多数いたらしい。

- ・**明治時代**：外国との交易が盛んになり，伝染病対策が緊急の課題となった。

明治33（1900）年には汚物掃除法が制定された。この法律で，各市町村にごみ処理事業の義務が課せられ，「塵芥（じんかい）はなるべくこれを焼却すべし」として，このとき以来ごみ焼却がわが国の主要な処理方法と位置付けられることになった。

なお，汚物清掃法制定前の明治30（1897）年，福井県敦賀郡敦賀町（現敦賀市）に日本初のごみ焼却場が作られ，以後全国各地に設置された。

参考：ごみの百科事典 丸善（2003）

## 2 廃棄物処理およびリサイクルに関する法律

「廃棄物処理法」は，高度成長期の大量生産・大量消費に伴うごみ量の増大に対処するため，1970年に制定された。

法の中で，廃棄物とは「ごみ，粗大ごみ，燃えがら，<sup>おでい</sup>汚泥，ふん尿，廃油，廃酸，廃アルカリ，動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいう」と定義されている。さらに廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。

「廃棄物処理法」制定後，焼却に伴う汚染物質（SO<sub>x</sub>，NO<sub>x</sub>，ダイオキシン類）や埋立て処分場の不足，不法投棄の増加により，新たな法整備が必要になった。そこで，以下のようにさまざまなリサイクル関連法が制定・施行された。

- A 「リサイクル法」（再生資源利用促進法） = 1991年施行  
資源の有効利用と，廃棄物の発生抑制，環境保全の取組を制定。
- B 「改正リサイクル法」 = 2001年施行  
Aの法律を改正。3Rの促進を明記。
- C 「容器包装リサイクル法」 = 1995年制定。2006年改正  
PETボトルやプラスチック容器等のリサイクルについて消費者・行政・事業者の三者の役割を制定。
- D 「家電リサイクル法」 = 2001年施行  
テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機（特定家電）のリサイクルを義務付け
- E 「食品リサイクル法」 = 2001年施行
- F 「建設リサイクル法」 = 2002年施行
- G 「自動車リサイクル法」 = 2005年施行
- H 「小型家電リサイクル法」 = 2013年施行  
携帯電話やゲーム機，炊飯器などあらゆる小型家電製品を資源ごみとして回収することが各自治体に課せられた。

⇒これらの法整備により，焼却ごみの量は減少した。しかし，まだまだごみの量は多い。

